

# 工 事 等 検 査 要 綱

## (目的)

第1条 この要綱は、加西市財務規則（昭和42年加西市規則第40号）の規定に基づき、工事並びに委託業務（以下「工事等」という。）の検査について、必要な事項を定めるものとする。

## (検査の範囲等)

第2条 加西市財務規則第111条の規定に基づき、契約を締結した工事等について検査官（員）が検査を行うものとする。ただし、小規模工事については他の検査員が行うことができる。

## (検査官「員」の任命等)

第3条 前条の検査官(員)は、管理職の職員をもって市長が任命又は承認する。

## (検査の基本的業務)

第4条 検査官(員)は、請負契約履行の確認について、契約書、設計書等に基づき、当該工事の契約金額を支払うべき出来高、出来形の検査を行わなければならない。

2 検査官(員)は、技術の向上及び行政的効果の追及を行う技術検査も併せて行わなければならない。

## (検査の種類及び内容)

第5条 工事等検査の種類及び内容は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 完成検査とは、工事等が完成したときに、当該工事等について履行の確認を行う検査。

(2) 中間検査とは、工事等の施工の途中において、検査官(員)が必要と認めたときに行う検査。

(3) 出来高検査とは、工事等の施工の途中において、部分払いの請求、工事等の打切り又は契約の解除があったとき、その他工事等の出来高を検査する必要があるときに、既成部分の出来高について行う検査。

## (工事等概要の通知)

第6条 監督員は、工事等を着工したときは、速やかに工事等着工届等報告書を検査官(員)へ提出しなければならない。既に報告した事項に変更が生じた場合も同様とする。

## (工事等進捗状況の報告)

第7条 検査官(員)は、監督員から工事等の進捗状況を定期的に報告させ、施工状況を把握しなければならない。

2 監督員は、検査官(員)より工事等進捗状況の報告を求められたときは、速やかに報告しなければならない。

- 3 検査官(員)は、工事進捗状況の報告に基づいて履行確認のため必要と判断したときは、中間検査を行わなければならない。
- 4 検査官(員)は、中間検査を行うときは、予め所属長に通知しなければならない。

(不完全履行及び瑕疵の報告)

第8条 監督員は、工事施工途中重大な不完全履行を発見したとき及び完成後重大な瑕疵を発見したときは、速やかに検査官(員)へ報告しなければならない。

(事故発生の報告)

第9条 監督員は、当該工事によって第三者に傷害が発生したときは、その事故を調査して速やかに検査官(員)へ報告しなければならない。

(検査の依頼、通知)

第10条 検査依頼は、工事等検査依頼書を検査官(員)に提出しなければならない。

- 2 検査官(員)は、検査日を速やかに通知しなければならない。

(検査の方法等)

第11条 検査は、工事等の出来高又は出来形を対象とし、工事請負契約書、委託契約書、設計図書又は仕様書その他関係書類に基づいて厳正に行わなければならない。

- 2 検査官(員)は、監督員に対し工事出来高図、工事途中の諸検査の結果を示す書類、重要部分の写真等検査に必要な書類を提出させ、又は説明を求めることができる。
- 3 検査官(員)は、必要があると判断したときは、工事の対象物の一部について破壊検査、掘削検査、分解検査をすることができる。
- 4 検査官(員)は、検査を行なうにあたり足場等安全対策が必要であると判断したときは、請負人に設置させることができる。

(検査の立会)

第12条 検査官(員)が検査をするときは、請負人又はその代理人を検査に立ち合わせるものとする。

- 2 検査官(員)が検査をするときは、監督員及び関係職員等を立ち合わせて行わなければならない。
- 3 会計管理者は、特に必要と認めるときは、立会することができる。

(調書の作成、報告)

第13条 検査官(員)は、工事等に係る検査(完成検査、出来高検査)が終了したときは、工事検査調書又は委託検査調書(以下「検査調書」という。)を作成し、市長へ提出しなければならない。

- 2 検査官(員)は、完成検査を行ったときは、工事完成検査報告書又は委託業務完了検査報告書を作成し、市長へ提出しなければならない。

3 検査官(員)は、中間検査を行ったときは、工事中間検査報告書又は委託業務中間検査報告書を作成し、市長へ提出しなければならない。

4 検査官(員)は、出来高検査を行ったときは、工事出来高検査報告書又は委託業務出来高検査報告書を作成し、市長へ提出しなければならない。

(手直し工事)

第 14 条 検査官(員)は、工事の手直し（以下「手直し工事」という。）が必要と認めるときは、手直し工事要求書により期限を定めて手直し工事を命じなければならない。ただし、軽微な手直しについては、現場指示書により行うことができる。

(手直し工事完成の報告)

第 15 条 監督員は、手直し工事が完成したときは、手直し工事完成報告書を検査官(員)へ提出しなければならない。

(手直し工事の検査)

第 16 条 検査官(員)は、前条の手直し工事が完成した旨の報告を受けたときは、手直し工事の検査を行わなければならない。ただし、軽微な手直し工事については、工事写真によって確認を行うことができる。

2 検査官(員)は、前項の検査を行い合格と認めるときは、手直し工事検査報告書を作成し、市長へ提出しなければならない。ただし、第 1 項の軽微な手直し工事については省略することができる。

(遅延工事等の報告)

第 17 条 監督員は、施工途中工事等に遅延が生じ契約工期限内に完成できない恐れがあるときは、速やかに検査官(員)へ報告しなければならない。

(工期延期の報告)

第 18 条 監督員は、工事等が契約工期限内に完成できないことが判明し工期延長するときは、速やかに市長へ報告しなければならない。

(工事成績)

第 19 条 監督員、担当課長及び検査官(員)は、工事等について完成検査を行ったときは、工事採点要領及び委託業務成績評定基準により工事等成績カードを作成し、市長へ提出しなければならない。

(検査員証の交付)

第 20 条 市長は、検査官(員)を任命したときは、検査官(員)証を交付するものとする。ただし、検査官(員)としての用務が継続的でない等の理由により、検査官(員)証の交付が必要でないと認めるときは、この限りでない。

2 検査官(員)が退職その他の理由によりその資格を失ったときは、直ちに検査官(員)証を市長に返還しなければならない。

(様式)

第 21 条 工事等の検査事務に必要な提出書類の様式は、市長が別に定める。

(補則)

第 22 条 この要綱に定めるものを除くほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行し、平成 7 年 4 月 1 日以降において工事等を発注したものについて適用する。

(工事等検査要綱の廃止)

2 工事等検査要綱(昭和 59 年加西市訓令第 16 号)は、廃止する。

(工事検査員検査規定の廃止)

3 工事検査員検査規定(昭和 58 年加西市訓令第 20 号)は、廃止する。

附 則(平成 12 年 7 月 1 日訓令第 34 号)

この訓令は、平成 12 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年 4 月 1 日訓令第 16 号)

この訓令は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 12 月 28 日訓令第 32 号)

この訓令は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 4 月 1 日訓令第 18 号)

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 12 月 21 日訓令第 46 号)

この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、令和元年 8 月 1 日から施行する。